

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 56

処 分 名	保育所等の利用調整、保育園入園の承諾	
処 分 の 概 要	市は、保育の必要性の認定を受けた子どもが、保育所等を利用するにあたり、利用調整を行ったうえで、各施設・事業者に対して利用の要請を行う。	
根 拠 法 令 名	児童福祉法(昭和22年法律第164号)、松山市保育所条例(昭和39年条例第11号)	
条 項	法第24条第3項、条例第5～7条	
所 管 課	保育・幼稚園課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	締切日後2週間	
標準処理期間	計 締切日後2週間	
審査基準	<p>入所選考基準表に基づき、利用できる児童を決定する。</p> <p>【根拠法令等】 児童福祉法 第24条第3項 市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第四十六条の二第二項において同じ。)又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園(保育所であるものを含む。)又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。</p> 松山市保育所条例 (保育の提供) 第5条 保育の提供は、児童が次のいずれかに該当するときに行うものとする。 (1) 保育所(市立認定こども園を構成するものを除く。)にあつては、次に掲げるとき。 ア 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当するとき。 イ 子ども・子育て支援法第28条第1項第1号に規定する特定教育・保育(保育に限る。)を受けさせる必要があると市長が認めたとき。 ウ 子ども・子育て支援法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育を受けさせる必要があると市長が認めたとき。 (2) 市立認定こども園にあつては、次に掲げるとき。 ア 子ども・子育て支援法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもに該当するとき。 イ 子ども・子育て支援法第28条第1項第1号に規定する特定教育・保育を受けさせる必要があると市長が認めたとき。 (保育の提供の申込み) 第6条 保育の提供を希望する者は、規則で定めるところにより、市長に申し込み、その承諾を受けなければならない。 (入所の不承諾) 第7条 市長は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、入所を承諾しないことができる。 (1) 身体虚弱のため保育に堪えられないとき。 (2) 精神病精神疾患又は悪癖を有するとき。 (3) その他市長が不相当と認めるとき。 <p>入所選考基準表 http://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/kakukaichiran/hokenfukusibu/hoikukatoppu.files/kijunhyou.pdf</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。